

島根県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年3月25日

島根県後期高齢者医療広域連合  
代表監査委員 伊藤 精一

島根県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 楫野 弘和

第1 監査の対象

令和5年度一般会計及び後期高齢者医療事業特別会計

第2 監査の期日

令和6年3月25日

第3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年1月31日までに執行された財務に関する事項

第4 監査の方法

諸帳簿その他関係書類を監査し、関係職員から事情聴取した。

第5 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に処理されていると認められた。